

宮前区誕生30周年記念協賛事業 募集要項

1 趣旨

昭和57年（1982年）7月1日、高津区からの分区により誕生した宮前区は、平成24年（2012年）に区制30周年を迎えます。宮前区誕生30周年記念事業実行委員会では、この記念すべき節目の年を迎えるに当たり、区民が主体となってこれを祝い、区民としての誇りや一体感の醸成を図ることなどを目的に、区内に活動の拠点を置く市民、団体、事業者が主催する事業で、多くの区民が参加でき、地域の活性化につながる事業を「宮前区誕生30周年記念協賛事業」として募集いたします。

協賛事業に承認された事業は、「宮前区誕生30周年記念協賛事業」の冠称や「宮前区誕生30周年記念ロゴマーク及びキャラクター」の使用、また区による広報などの支援が受けられます。

2 対象事業

平成24年1月から平成25年3月までの期間内に宮前区内に活動の拠点を置く市民、団体、事業者が広く区民を対象に主催する事業で宮前区誕生30周年を広くPRできる事業。

ただし、次のいずれかに該当する場合は対象事業から除外します。

- (1) 特定の個人を対象とするもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 特定の政治、宗教、思想等の活動を目的とするもの
- (4) 区の名誉を傷つけ、または信用を失墜するもの
- (5) その他実行委員会が不相当と認めたもの

3 支援内容

協賛事業に承認されると次の支援を受けることができます。

- (1) 「宮前区誕生30周年記念協賛事業」の名義使用
- (2) 「宮前区誕生30周年記念ロゴマーク及びキャラクター」の使用
- (3) 区の広報媒体で事業のPRを実施

※ 補助金・助成金等の経済的支援は行いません。

4 申請方法

平成24年1月4日（水）から平成25年3月1日（金）までの期間内に「宮前区誕生30周年記念協賛事業承認申請書」に必要な書類等を添えてメール、FAX、郵送、持参などにてご提出ください。

なお、市政だより（区版）への掲載を希望する場合は実施の3か月前までに申請してください。

ただし、紙面の都合により掲載できない場合があります。

5 承認及び承認の取消し

事業の内容を審査し、申請者に結果を通知します。また、承認した事業が対象事業の条件に反することや、申請の内容に虚偽があることが判明した場合は、承認を取り消すことがあります。

なお、承認後に申請事業を変更・中止する場合は、速やかに御連絡ください。

6 実施報告

協賛事業が完了したときは、「宮前区誕生30周年記念協賛事業実施報告書」に実施内容に関する資料などを添えて、事業完了後30日以内に報告してください。

7 申請・問い合わせ先

〒216-8570

川崎市宮前区宮前平2-20-5

宮前区誕生30周年記念事業実行委員会

事務局 宮前区役所総務課（庁舎3階）

電話：044-856-3123 FAX：044-856-3119

メールアドレス：69soumu@city.kawasaki.jp